研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 2 1 日現在

機関番号: 34517 研究種目: 若手研究 研究期間: 2019~2022

課題番号: 19K14022

研究課題名(和文)「無届け老人ホーム」が示唆する課題の解明と新たな住まいの枠組みの提案

研究課題名(英文)Towards an Understanding of the Issues Raised by "Unlicensed Aged Care Homes" and a Proposal for a New Framework for Residences

研究代表者

北 順子(宮野順子) (MIYANO, Junko)

武庫川女子大学・建築学部・准教授

研究者番号:30733711

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.900.000円

研究成果の概要(和文):「無届け老人ホーム」を社会ニーズに対する民間の自発的な応答と捉え、そのあり方を物理的環境と人的環境および制度設計の観点から検討した。その結果、指導指針への適合を画一的に求めない厚生労働省の指導指針と反し、各行政庁単位の指導状況では、一律基準への適応を求め、柔軟性を欠く現状があきらかになった。一律な「老人ホーム」の制度として、庇護するべき対象として居住者を捉え運用し、一方でそこに馴染まない住まいを「無届け」と扱うのではなく、多様な高齢者の住まいとしての「老人ホーム」およびその周辺によれ、居住者の能力や権利を段階的にあるいは幅があるものとして位置付け、制度設計につなげている。 く必要がある。

「老人ホーム」の制度として、庇護するべき対象として居住者を捉え運用し、一方でそこに馴染まない住まいを「無届け」と扱うのではなく、多様な高齢者の住まいとしての「老人ホーム」およびその周辺について、居住者の能力や権利を段階的にあるいは幅があるものとして位置付け、制度設計につなげていく必要がある。

研究成果の概要(英文):We examined the concept of "unlicensed elderly homes" as a voluntary private sector response to social needs, and analyzed their existence from the perspectives of physical environment, human environment, and institutional design. As a result, it became clear that the current situation lacks flexibility, as the guidance from the Ministry of Health, Labour and Welfare does not uniformly demand compliance with guidelines, while the guidance situation in each administrative agency demands adaptation to uniform standards. Instead of treating residents as subjects to be protected under a uniform "elderly home" system and categorizing homes that do not fit in as "unlicensed," it is necessary to position "elderly homes" and their surroundings as diverse living spaces for the elderly, recognizing residents' abilities and rights in a step-by-step or wide-ranging manner, and connecting this to institutional design.

研究分野: 建築計画

キーワード: 無届け老人ホーム 高齢者グループリビング 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け賃貸住宅

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

無届けホームの出現

近年、高齢者が集まって居住する建物火災の被害が相次ぎ、「無届け」有料老人ホームの存在が着目されるようになった。2017年厚生労働省の調査によると1046カ所の無届け有料老人ホームが存在する。有料老人ホームは全国で12,608カ所なので、無届けホームはその1割近くとなっている。届出を行なっていない理由として、消防法、建築基準法の適合不可のほか、「行政の干渉から自由に事業を行いたい」が挙げられている※1。

無届けとなる理由と行政指導の硬直性

「無届け」となる理由のひとつに、2006 年老人福祉法の改正がある。それまで入居者が定員 10 人未満のものは届出の必要がなかったが、定員の規定が撤廃され、65 歳以上の高齢者を 1 人でも入居させ、食事等のサービスを提供していれば、有料老人ホームの届出をしなければならない、となった。このため、宅老所などを起源とする小規模運営の施設や学生下宿から転身した高齢者下宿等が届出の提出を求められるようになった※2。

厚生労働省は、民間の創意工夫を阻害するような、指導指針への適合を画一的に求めることはないと通知は出している※3が、消防や建築指導といった関連部局も多く、行政指導の柔軟性に事欠く状況が報告されている。

「住宅」と「施設」の境界線の再定義の必要性

単身高齢者の居住という観点では、「住宅」と「施設」のあり方は多様化し、アパート、宿泊所、シェアハウス、老人ホーム、等などの境界線が流動的になり、「住宅」「施設」の定義と制度運用はより不安定になっている。「有料老人ホーム」という単一の枠組みだけでは不十分であり、単身高齢者の居住を通した再定義が必要である。

宅老所が原型となり小規模多機能ホームが制度化されたように、無届けホームの中に新たな枠 組みとなる住まいのカタチが見出しうるのではないだろうか。

2. 研究の目的

本研究では「無届け老人ホーム」を社会ニーズに対する民間の自発的な応答と捉え、「住宅」と「施設」の境界領域に存在する単身高齢者の住まいの実態から、そのあり方を物理的環境(面積、消防設備等)と人的環境(居住者相互の関係、運営者・支援提供者との関係)および制度設計(介護保険法、賃貸借契約等)の観点から検討し、新たな枠組みを提案することを目的として、第1回調査を進めた。2020年1月~3月に第1回調査を実施したが、2020年3月から、新型コロナウィルス感染症の流行により、高齢者が多く居住する調査対象はその対応に忙殺され、調査が困難な状況に陥った。

また、さらに運営者にヒアリングを進める中で、自由な暮らしを希求する高齢者の住まいに居住する居住者や運営者からも「居住限界」が存在するとの声が聞かれたため、第2回調査として、その居f住限界を明らかにする目的で調査を行った。

3. 研究の方法

3-1. 第1回調査 運営者に対する調査

研究対象として、「無届け」有料老人ホームに該当する高齢者グループリビングを対象とした。 いずれも居住者の「自由な暮らし」を希求し、居住者間の関係性を重視する運営から、「有料老 人ホーム」の適用は馴染まないと判断し、届出を行っていないが、居住者を尊重し良好な運営を 行なっている住まいである。

9 つの高齢者グループリビングの運営者に対し、事前に質問紙調査に回答を得た上で、半構造化インタビュー調査を行った。対象の選定については、グループリビング運営協議会に所属する高齢者グループリビングに依頼し、同意の得られた事業所である。表 1 に対象を示す。調査期間は 2020 年 1 月~ 3 月である。

表 1. 調査 1:調査対象事例の概要と有料老人ホーム等への登録の有無

	所在地	法人 開設 年	GL 開設 年	入居 者数	室数	面積 (㎡) / 室	居者の均要護 住者平均介度	居住 者の 平齢	有 老ホム 登録	サ高 住 の登 録	食事 の 提供	居住者 会議の 頻度	備考
А	神奈川県 藤沢市	1999	2000	8	10	25.06	0.16	79	1	1	0	月1回	有料老人ホームの登録するよう、 行政の指導を受けた
В	神奈川県 川崎市	2003	2003	9	10	24.89	0.53	80	-	-	0	月1回	市政の中で位置付けられており、 行政指導はない
С	北海道 登別市	1999	2006	8	9	25.09	0.44	90	-	-	0	月3回	市政の中で位置付けられており、 行政指導はない
D	福島県 福島市	1988	2009	10	10	25.2			-	-	0		市政の中で位置付けられており、 行政指導はない
Е	兵庫県 高砂市	2010	2010	6	7	25.2	0.46	82	-	0	0	あり	強い指導がありサ高住に登録し た
F	埼玉県 新座市	2003	2011	8	10	26.5	0.34	84	-	-	0	月1回	行政と協力して取り組んでいる。

3-2. 第2回調査 居住者に対する調査

3-2-1. 調査方法 対象者

第2回調査では、、第1回調査と重複する高齢者グループリビングのうち、協力が得られた7つの居住者を対象とし、半構造化インタビュー調査を行った。所在地は全国に分布する。運営開始後6~21年が経過している。 $5\sim10$ 人が入居する。居住者の平均居住年数は $2.95\sim9.06$ 年であり、平均要介護度は $0\sim0.88$ と比較的低く健常な高齢者である。居住者の基礎情報は、運営者に対するアンケート調査結果から得られている。表2表3に示す。調査期間は2021年6月~8月である。

表 2. 調査 2:調査対象者の概要

GL	所在地	GL 開設年	入居 者数	室数	居住者 の平均 要介護 度	居住者 の平均 年齢	居住者 の平均 居住年 数
Α	北海道 登別市	2006	7	9	0.45	91.71	5.43
В	埼玉県 新座市	2011	9	10	0.39	84.67	7.22
С	神奈川県 川崎市	2015	8	10	0.00	83.63	4.76
D	神奈川県 川崎市	2003	9	10	0.72	79.67	4.71
Ε	神奈川県 川崎市	2014	10	10	0.20	78.10	2.95
F	神奈川県 藤沢市	2000	6	10	0.63	85.33	9.06
G	兵庫県 高砂市	2010	5	7	0.88	87.20	6.00
	対象者		合	計		平均値	
	居住者全体	*	54	66	0.43	83.7	5.51
1	ンタビュータ	才象者	28	-	0.58	83.3	5.53

表 3. 調査 2:居住者インタビュー調査の概要

GL	対象 者数	実施日	時間	方法
Α	2	2021.7.20	93min	個人インタビュー
В	5	2021.7.26	311min	個人インタビュー
С	1	2021.6.10	35min	個人インタビュー
D	8	2021.8.2,3	414min	個人インタビュー
Е	5	2021.7.15	196min	グループインタビュー + 個人インタビュー 3 人
F	4	2021.7.19	190min	個人インタビュー
G	3	2021.8.5	200min	グループインタビュー

表 4. 調査 2:ヒアリングに出現したカテゴリとその パラグラフ数

	カテゴリ	パラグラフ数
1	居住の経緯と年数	-
2.	居住継続意向	33
3.	認知症発症時の居住継続の是非について (これまでの居住者の様子を見て)	26
4.	居住者同士の関係	29
5.	相互扶助の様子	52
6.	運営者と居住者の関係	3
7.	住まい方に対する想い、理念	8
8.	その他	10
合	 	161

3-2-2. 分析方法

インタビュー音声の文字起こしを行い、ひと続きの会話を 1 つのパラグラフとして抽出した。抽出したパラグラフは 161 であり、 1 つのパラグラフは平均 167 文字(最大 1338,最小 28) である。表 4 に示す。パラグラフの内容から帰納的に 8 つのパラグラフカテゴリを生成した。表 4 に示す。なお、インタビュアーによる相槌、同義の言い換えは(中略)にて割愛した。「1,居住の経緯と年数」については、インタビュー導入時の、相互理解、信頼関係醸成のための部分であり、分析を割愛している。 $6\sim8$ については、誌面上割愛する。当初想定した構造的な設問に沿って、カテゴリ 2、3 について分析を行い、次に、その話題の中ででてきたカテゴリ 4、5 について分析を進める。なお、パラグラフ数の多いカテゴリ 2-4 については、その内容をサブカテゴリに分けて分析を進める。カテゴリ 5 については、具体的な内容を把握するために適切と考えて、サブカテゴリのレベルを他のカテゴリよりも詳細に分析を行った。

4. 研究成果

4-1. 第1回調査 運営者に対する調査

表 5 に各グループリビングに対する行政指導の状況を示す。対象 B、対象 D は建設当時から行政と話し合う、県の補助事業で建てられたという経緯があるなどの理由から、市の福祉行政の中でも位置付けられており、登録要請はない。対象 G, 対象 H は対象 B と同じ市内であり、この理由から強い行政指導はないものと推定できる。対象 C, 対象 F については、高齢者グループリビング事業以外に、地域の助け合い活動事業、あるいは、高齢者介護福祉事業を長年にわたり実施しており、行政との間で信頼関係が築けていることが厳しい行政指導がない理由と考えられる。これに対し、対象 E, I では厳しい行政指導が行われ、有料老人ホームあるいはサービス付き高齢者住宅に登録せざるを得なかった。対象 I では、自立した高齢者を対象にした自由な暮らしにしたいと考えているものの、一度、有料老人ホームに登録すると、その基準に従い、居住者を管理するような指導を受け、また、有料老人ホームという表記をみて応募してくるため、サービスを受けることを目的にした居住者があつまるなどの弊害が発生している。

表 5. 調査 1:各グループリビングにおける行政指導の状況

А	有料老人ホーム登録をした時点で、そういう法人と捉えられる。そこが一番怖いところだ。
В	17年前の建設時に市の行政職ともいろいろと話し合い、協力してもらった。市の福祉行政のパンフレットにも「高齢者グループリビ
	ング」ということで位置付けられている。このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の登録要請はない。
С	一度、行政がみにきたが、それ以上に指導はない。大きくない市なので、うちの活動(グループリビングのほか、たすけあい活動など)
	はよく知られているためではないか。
	県の補助事業で高齢者グループリビングが設立された。この予算は単年度のみで、次の年から特養の予算に変わってしまった。その
D	後、JKA の補助を受けて2棟目を建設した。その経緯があるので、県の高齢者住宅行政の中でグループリビングは位置付けられており、
	有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の登録に対する指導はない。
Е	建設時はサービス付き高齢者住宅の登録を行ったが、あとから趣旨にそぐわないと思い更新しなかった。だが、その後、行政から再
-	三にわたり指導が行われ、再度、サービス付き高齢者住宅の登録を行った。
	有料老人ホームに登録してもよい(スプリンクラー等も含めて基準は満たしている)が、高齢者グループリビングとしての独自性を確
F	保できるかたちで登録をしなければならない。有料老人ホームの(福祉指導監査)のいうがままになってしまうのはおかしい。住宅型
	有料老人ホームの登録があり、かつ、高齢者グループリビングとしてやっていけます、というのを認めさせなければならない。
	建設当時はサービス付き高齢者住宅が始まった頃だったので、登録を検討したが、我々の理念と異なるということを確認し、あえて
G	登録しないことを決めた。有料老人ホームについては一度川崎市が訪れて話があったが、趣旨が異なるということで、こちらもお断
	りした。
Н	川崎市からの行政指導は特にない。建築基準法においては共同住宅扱いである。この住宅は介護施設ではない。登録してもとくに利
"	点はないので登録するつもりはない。(川崎市は B が先行事例としてあるので、強い行政指導はないのではないか)
	行政指導を受けて、住宅型有料老人ホームの登録を行った。そのために食事の摂取量などの記録を残さなければならないという指導
1	を受けた。そこまで生活を管理するのは自由な暮らしとはいえない。厚また、居住者は住宅型有料老人ホームと捉えて入居してきた
	居住者は、高齢者グループリビングの趣旨を理解しておらず、自分たちでなにかするという発想がない。

4-2. 第2回調査 居住者に対する調査

4-2-1. 居住継続意向

居住継続意向に関するパラグラフでは、居住者が「最期まで住みたい」けれども「叶うかどうかわからない」あるいは「老いていく姿を見られたくない」と葛藤する様子が確認できた。運営者との、あるいは居住者間の関係性の中で考えができていると考えられる。

4-2-2. 認知症発症時の居住継続の是非について

認知症発症時の居住継続の是非についてのカテゴリでは、具体的な経験を元に居住者自身の考えを示す内容であった。些細なトラブルについては、「お互い様、明日は我が身」と受け止めて、居住者間の支援により対応している様子が伺えた。これらは、同時に居住者間の関係性により、居住継続できるかどうかが一律ではないことも示唆している。一方で、夜間外出や火事の安全面を著しく脅かすトラブルは、やはり居住限界につながることも確認できた。また、自分自身に置き換えて、不安や悔恨に至っている。認知症居住者が認知症グループホームと EGL、どちらが適切かについては、各々考えを巡らせていることも垣間見れた。いずれも当事者の居住者グループ内での位置付け(見守られる立場か、リーダー的立場かなど)と、それによる当事者の自尊感情の形成について慮っている。

4-2-3. 居住者同士の関係

居住者それぞれにより、手放しで肯定するコメントから交流がないとする意見もあった。多くが「みんなが仲良くなくてよい」と留保つきの関係性をグループリビングのそれとして肯定的に受け止めている様子が伺えた。9-10人がちょうど良いと人数規模に言及するものもあった。一方で、居住者会議等、居住者の意見を汲み上げる機会を設けているにも関わらず、運営者に気を

遣って、意見を言わないなどの様子も見受けられた。否定的な意見の中には、「思い描いた EGL の姿と異なる」など交流を期待する声も聞かれた。コロナ禍により食事を共にする交流機会が減少した可能性も指摘できる。

4-2-4. 相互扶助の様子

相互扶助の様子の 52 パラグラフのうち、具体的な相互扶助の例を示したものが 50 つあった。1 つのパラグラフに複数の例が示されているものもあり、55 つの例を抽出することができた。これらを内容ごとに分類すると、表 12 のようになった。以下件数を()で示す。

具体的には、緊急時の対応(4)、夜間の対応(3)など、これまでの経験から述べているもの、災害時(1)の精神面での安心に言及するものがあった。食事を呼びにいく(4)、配膳下膳(4)など、食事を共にするというグループリビングの特徴に関連したものあるいは、デイサービスの見送りや出迎え(2)、話し相手(3)、病院の付き添い(1)など、同居家族が行う類のものも見られた。さらには、気遣い・気配り・見守り(6)と表現されるもの、ちょっとした声かけ(6)、あるいは夜間の物音(4)で互いに気遣う様子が伺えた。同様に相手もしてくれているだろう、という信頼感も感じられる。ラジオ体操や手作りスムージーや新聞を届けるなどの活動は朝の安否確認(3)として、相手の負担にならないように工夫されている。

医療(3)についても、包帯を取り替える、薬を切る、保冷剤を持っていくなど同居家族が行う類のものといえる。認知症を補う情報提供(2)でも、相手に負担にならないことを考えた、ささいな表現ひとつの支援である。運営者や家族への状況報告(3)は、やはり日常をともにしているからできることである。

その他では、「柔軟剤の蓋を緩める 69-D10」などがあり、とても些細な、それでいてお互いの心を通わせあえる相互支援が確認できた。これらは同じ心身能力である高齢者同士だからこそ判り、気遣える、些細な相互支援といえる。

5. 結論

運営者に対するインタビュー調査(第1回調査)では、各行政庁により異なる対応が見られた。高齢者の住まいに対する各行政庁の姿勢やこれまでの政策との関連、運営者との信頼関係、先行事例の有無などが影響していることが判った。また、表記が入所者選定にも影響し、目的と異なる入所者が増えてしまうなどの影響も見られた。

居住者に対するインタビュー調査(第2回調査)に至る過程では、「自由な暮らし」を希求しつつ、一方で、高齢者の心身能力が変容しやすく、居住限界が存在する、という不安定な住まいの側面も垣間見られた。実行したインタビュー調査では、その1)居住継続意向、2)居住限界、3)居住継続を支えているもの、4)EGLにおける居住者同士の交流の実態について、特に認知症発症時に着目して明らかにした。

- 1)居住継続意向では、居住者が、これまでの退去した居住者の様子から、高齢期の心身能力の低下を学び、居住限界があることを認識しながらも、「最期まで暮らす」ことを願う様子が明らかになった。自分が居住限界に近いと認識している居住者からは、いつまで居住できるのか不安を感じる様子も伺えた。
- 2)居住限界については、1)と同様、これまでの認知症を発症した居住者の経験をもとに、軽度~中度の認知症の居住者に対しては、「お互い様 明日は我が身」として、穏やかに暮らせるように気遣ってきた様子が伺えた。一方、居住者の拙速な対応で認知症を悪化させたことを悔やむなどの経験も見られた。同時に居住者間の関係性により、居住継続できるかどうかが一律ではないことも示唆している。一方で、夜間外出や火事の安全面を著しく脅かすトラブルは、やはり居住限界につながることも確認できた。高齢者グループホームとどちらが適切か、という問いについて、認知症となった当事者の居住者の自尊感情を考慮しながら考察されていた。
- 3)居住継続を支えているものとして、居住者同士の相互支援の具体的な内容が明らかになった。 夜間時の緊急対応など、スタッフ顔負けの支援もあれば、「互いに気遣う」「認知症居住者に対し てさりげなく情報を補う」あるいは「柔軟剤の蓋をゆるめておく」など、極めて些細な、それで いてお互いの心を通わせあえる相互支援が確認できた。これらは同じ心身能力である高齢者同 士だからこそ判り、気遣える、些細な相互支援といえる。
- 4)居住者同士の交流の実態については、居住者によりさまざまだったが、多くが「みんなが仲良くなくてよい」と留保つきの関係性をグループリビングのそれとして肯定的に受け止めている様子が伺えた。
- 特に、相互支援に関する居住者のコメントは、居住限界を抱えながらも、あえて高齢者グループリビングに住む価値を垣間見せるものがあった。極めて些細な相互扶助ながら、互いに気遣ってくれているだろうという互いの信頼関係の醸成されており、単にサービスを受けることでは感じられない心の豊かさが高齢者グループリビングの本質といえるのかもしれない。
- 一方で、居住限界に近づく居住者からは不安を感じる様子が伺えた。今後、高齢者グループリビングの居住者が老いゆくことに安心できるように、グループリビングの居住限界を迎えた後の住まいとの連携などが必要であると考える。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

「無誌論又」 計1件(つら直読的論文 1件/つら国際共者 0件/つらオーノファクセス 0件)	
1.著者名	4 . 巻
Junko Miyano	Vol.10
2.論文標題	5 . 発行年
Small-scale shared housing projects outside public schemes for the elderly in Japan: A	2021年
comparative study of multiple projects	
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Intercultural Understanding,	-
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
なし オープンアクセス	有

〔学会発表〕	計4件	(うち招待講演	0件/うち国際学会	0件)

1.発表者名 宮野順子

2 . 発表標題

高齢者グループリビングにおける居住限界と相互扶助

3 . 学会等名

日本福祉のまちづくり学会

4 . 発表年 2021年

1.発表者名

宮野 順子,土井原奈津江,中西眞弓

2 . 発表標題

高齢者グループリビングに対する有料老人ホーム等の登録に関する行政指導の現状

3 . 学会等名

2020年度日本建築学会大会

4.発表年

2020年

1.発表者名 宮野 順子

2 . 発表標題 高齢者小規模共同居住における長期居住の実態と課題

3 . 学会等名

第20回日本居住福祉学会全国大会

4 . 発表年

2020年

1.発表者名
Junko Miyano
2 . 発表標題
Attempts at elderly shared housing in Japan
3 . 学会等名
ACSP2020Annual Conference(the Association of Collegiate Schools of Planning)
- 1 元代十 - 2020年
20204

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6.研究組織

•	· WI / Chilling							
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考					

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------